

令和 2 年度 第 2 回
鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会
議事次第

日時：令和 2 年 8 月 24 日(月)10:00～11:30

場所：亀山市文化会館 中央コミュニティセンター

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

(1) 規約改正 資料－ 1

(2) 令和 2 年度における取組状況 資料－ 2

4. 閉 会

令和 2 年度
第 2 回 鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会
第 1 回 鈴鹿川流域治水協議会

出席者名簿

日時：令和 2 年 8 月 2 4 日（月） 1 0 : 0 0 ~

場所：亀山市文化会館 中央コミュニティセンター

所 属	役職名	氏 名
鈴 鹿 市	市 長	末 松 則 子
亀 山 市	市 長	櫻 井 義 之
四 日 市 市	市 長	森 智 広
川 越 町	町 長	城 田 政 幸 代理：副町長 木村 光宏
朝 日 町	町 長	矢 野 純 男 代理：副町長 荒木 敏之
菰 野 町	町 長	柴 田 孝 之 代理：総務課 安全安心対策室長 黒田 雅啓
三重県 鈴鹿建設事務所	所 長	古 澤 忠 士
三重県 四日市建設事務所	所 長	城 本 典 洋
三重県 鈴鹿地域防災総合事務所	所 長	富 田 康 成
三重県 四日市地域防災総合事務所	所 長	高 橋 建 二
三重県 県土整備部	水災害対策監	角 田 保
三重県 県土整備部 施設災害対策課	課 長	長 瀬 功 起
三重県 県土整備部 河川課	課 長	友 田 修 弘
三重県 県土整備部 防災砂防課	課 長	須 賀 真 司
三重県 県土整備部 下水道事業課	課 長	久 保 拓 也 代理：計画・事業主幹兼係長 伊藤 隆広
三重県 県土整備部 都市政策課	課 長	藤 森 正 也 代理：都市計画班長 大下 賢一
近畿日本鉄道（株） 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部 長	布 施 徳 彦 代理：工務課主査 藤田 幸宏
四日市あすなろう鉄道（株） 鉄道営業部	部 長	上 田 一 也 代理：運輸課長 池下 正則
気象庁 津地方気象台	台 長	塩 津 安 政
国土交通省 中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課 長	大 木 康 夫
国土交通省 三重河川国道事務所	所 長	秋 葉 雅 章

（敬称略）

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第１条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 及び 第 15 条の 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として「鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第２条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第３条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第４条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－１に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する雲出川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、**流域治水協議会**やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事長を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 各幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重県県土整備部河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 1 1 条 本規約は、平成 3 0 年 7 月 2 7 日から施行する。

令和元年 6 月 3 日 一部改正

令和元年 1 1 月 1 日 一部改正

令和 2 年〇〇月〇〇日 一部改正

別表－１ 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	鈴鹿川水系
二級水系	朝明川水系 海蔵川水系 三滝川水系 天白川水系 金沢川水系 堀切川水系 中ノ川水系

別表－２ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課
気象庁	津地方気象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	県土整備部 防災砂防課
	四日市建設事務所
	鈴鹿建設事務所
	四日市地域防災総合事務所
	鈴鹿地域防災総合事務所
市町	四日市市
	鈴鹿市
	亀山市
	菰野町
	朝日町
	川越町
企業	近畿日本鉄道株式会社
	四日市あすなろう鉄道株式会社

別表－３ 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	四日市建設事務所 所長	
	鈴鹿建設事務所 所長	
	四日市地域防災総合事務所 所長	
	鈴鹿地域防災総合事務所 所長	
市町	四日市市 市長	
	鈴鹿市 市長	
	亀山市 市長	
	菰野町 町長	
	朝日町 町長	
	川越町 町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	
	四日市あすなろ鉄道株式会社 鉄道営業部 部長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 副所長	幹事長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 係長	
気象庁	津地方気象台 防災管理官	
県	県土整備部 施設災害対策課 水防対策班長	副幹事長
	県土整備部 河川課 計画班長	副幹事長
	県土整備部 防災砂防課 砂防班長	
	四日市建設事務所 副所長兼室長	
	鈴鹿建設事務所 副所長兼室長	
	四日市地域防災総合事務所 副所長兼室長	
	鈴鹿地域防災総合事務所 副所長兼室長	
市町	四日市市 危機管理監 危機管理室 室長	
	都市整備部 河川排水課 課長	
	健康福祉部 介護保険課 課長	
	健康福祉部 高齢福祉課 課長	
	鈴鹿市 危機管理部 防災危機管理課 参事兼課長	
	土木部 河川雨水対策課 課長	
	健康福祉部 長寿社会課 課長	
	亀山市 防災安全課 課長	
	産業建設部 土木課 課長	
	健康福祉部 長寿健康課 課長	
市町	菰野町 総務課 安全安心対策室 室長	
	都市整備課 課長	
	健康福祉課 課長	
	朝日町 防災保全課 課長	
	産業建設課 課長	
市町	保険福祉課 課長	
	川越町 総務課 防災担当監	
企業	産業建設課 参事兼課長	
	福祉課 課長	
	近畿日本鉄道株式会社 課長	
企業	鉄道本部 名古屋統括部 施設部 工務課 課長	
	四日市あすなろう鉄道株式会社 課長	
企業	鉄道営業部 運輸課 課長	

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (案)

令和 2 年 8 月 2 4 日

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

四日市市、鈴鹿市、亀山市、川越町、朝日町、菰野町、
三重県県土整備部、三重県四日市建設事務所、三重県鈴鹿建設事務所、
三重県四日市地域防災総合事務所、三重県鈴鹿地域防災総合事務所
気象庁津地方気象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社、
四日市あすなろう鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	3
3. 鈴鹿川外河川の概要と主な課題	4
4. 現状の取組状況と課題	6
5. 減災のための目標	9
6. 概ね5年間で実施する取組	10
7. フォローアップ	12

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

鈴鹿川水系においては、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 3 市（四日市市、鈴鹿市、亀山市）、三重県、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会（以下「連絡会」という。）鈴鹿川委員会（以下「委員会」という。）を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

四日市圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う四日市市、川越町、朝日町、菰野町、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方气象台、三重県が「四日市圏域県管理河川水防災協議会」を、鈴鹿・亀山圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う鈴鹿市、亀山市、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方气象台、三重県が「鈴鹿・亀山圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、概ね 5 年間で構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）としてとりまと

めたところである。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されておらず、大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の分かりやすい説明・周知やハザードマップの改訂・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 洪水浸水想定区域図における浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの改訂に取り組む。
- 鈴鹿市、四日市市の低平地や河口デルタでは、堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する一方、氾濫形態によっては地区内への避難や垂直避難が困難となり広域避難を要するため、避難勧告の発令等に着目したタイムラインを策定し、タイムラインに基づくより実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 洪水を安全に流下させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等に加え、危機管理型ハード対策として堤防天端の保護等に取り組む。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第3条を根拠として協議会において作成したものである。
(※協議会で対象とする鈴鹿川外河川とは次表の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	鈴鹿川水系
二級水系	朝明川水系
	海蔵川水系
	三滝川水系
	天白川水系
	金沢川水系
	堀切川水系
	中ノ川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方気象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	四日市建設事務所 所長	
	鈴鹿建設事務所 所長	
	四日市地域防災総合事務所 所長	
	鈴鹿地域防災総合事務所 所長	
市町	四日市市 市長	
	鈴鹿市 市長	
	亀山市 市長	
	菰野町 町長	
	朝日町 町長	
	川越町 町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	
	四日市あすなろう鉄道株式会社 鉄道営業部 部長	

3. 鈴鹿川外河川の概要と主な課題

(1) 鈴鹿川外河川の概要と氾濫特性

<鈴鹿川水系>

鈴鹿川水系は、三重県の北部に位置し、安楽川を合わせ河口より 5km 付近の地点で鈴鹿川派川を分派したのち、内部川を合わせ伊勢湾に注ぐ幹川流路延長 38km、流域面積 323km² の一級河川である。

氾濫域には、三重県四日市市、鈴鹿市、亀山市の 3 市があり、ＪＲ関西本線、紀勢本線、伊勢鉄道、近鉄名古屋線、新名神高速道路及び東名阪自動車道、一般国道 1 号、一般国道 23 号、一般国道 25 号等があり、この地方の交通の要衝となっている。このように発達した交通網を背景に、四日市市の臨海部には石油コンビナート群をはじめとした産業が発達し、鈴鹿市、亀山市では自動車産業や電子部品等を中心とした工業が発達しており、多くの人口・資産、行政・医療機関、駅といった重要な公共施設も多数存在し、経済の中核が広がっている。

一方、鈴鹿川水系の上流部は、地質的に風化が著しく、山崩れの素因となっており、土砂の流出が多く、河川に点在する横断工作物により堆積土砂が顕著で、流下能力上の阻害となっている。鈴鹿川源流から流れ出た洪水は急峻な地形の山間溪谷をぬって流出し、河口部に比べて河床勾配が急な中流部の亀山市では、流水の破壊力が大きく、河岸侵食による家屋の倒壊・流失等の可能性がある。

また、下流部の四日市市や鈴鹿市は低平地が広がっており、一度氾濫が起これば短時間で水没し、浸水が長期化するほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があるなどの氾濫特性をもつことから、その被害は甚大となることが想定される。

<外河川>

朝明川は三重県と滋賀県との県境に位置する釈迦ヶ岳の南に連なる根の平峠に源を発し、東流して焼合川、田光川などの支川を合流し、伊勢湾に注ぐ幹線流路延長 25.29km、流域面積 87.10km² の二級河川である。朝明川の流域は、伊勢平野の北部にあたる菰野町、四日市市、朝日町、川越町の 1 市 3 町からなり、西側には鈴鹿山脈が南北に連なり、東西方向に傾斜した地形となっている。

海蔵川は、菰野町千草より東流して四日市市下海老町にて竹谷川と合流し、四日市市で伊勢湾に注ぐ流域面積 43.8 km²、幹線流路延長 18.7 km（法定区間）の二級河川である。鈴鹿山脈の山麓部を源流とする海蔵川は、全体に流れの緩やかな河川である。その流域は三重県北部に位置し、四日市市、菰野町の 1 市 1 町からなり、その中流部は志氏神社古墳を始めとした数多くの遺跡が存在する古くから開けた地域であり、下流部では特定重要港湾四日市港が位置するなど、この地域における社会・経済の基盤と成っている。

三滝川は、その源を三重と滋賀との県境鈴鹿山脈の御在所山(標高 1210m) に発し、菰野町を東流して、支川金溪川・矢合川を合流し、四日市市で伊勢湾に注ぐ、流域面積 62.3 km²、幹線流路延長 23.3 km（法定区間）の二級河川である。その流域は三重県北部に位置し、四日市市、菰野町の 1 市 1 町からなり、上流部は自然豊かな山々に囲まれた地域であり、三滝川沿いの湯の山温泉は古くから温泉街として栄え、下流部では特定重要港湾四日市港が位置するなど、この地域に

おける社会・経済の基盤と成っている。

堀切川は、その源を三重県鈴鹿市御園町、稻生山丘陵に発し、鈴鹿市西部の田園地帯を東流し、伊勢鉄道伊勢線、近鉄名古屋線を越えて寺家町に入ると、北東に向きを変え、左支川釜屋川を合わせ、同市白子において白子港から伊勢湾に注ぐ、流路延長 4.7km、流域面積 18.29km² の二級河川である。流域の関係市は、伊勢平野中央部に位置する鈴鹿市であり、堀切川水系は、同市の南部に位置している。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<鈴鹿川水系>

○昭和 34 年 9 月洪水（台風 15 号、伊勢湾台風）

鈴鹿川河口では海岸堤防が 250m にわたって決壊し、旧楠町や四日市市の海岸部では甚大な被害を被った。

被害は、死者・行方不明者 115 名、全壊 1,250 戸、家屋浸水約 18,000 戸に及んだ。※ 1

○昭和 49 年 7 月洪水（低気圧）

総雨量は三重県平野部で 300mm、山間部で 400mm を越す大雨となり、安楽川上流の野登では最大時間雨量 130mm に達した。この豪雨の影響で、鈴鹿川、安楽川、内部川等至るところで決壊し、伊勢湾台風を上回る大出水となった。

被害は、死者・行方不明者 2 名、家屋の全壊 7 戸、家屋浸水約 4,800 戸、浸水面積約 7,500ha に及んだ。※ 2

<外河川>

○昭和 28 年 9 月洪水（台風 13 号）

中心勢力が上陸時で最大風速 40m/s という大型台風であったのと、台風通過時がちょうど伊勢湾の満潮時と重なったため、三重県を始めとする伊勢湾沿岸各地で高潮を伴う甚大な風水害が生じた。四日市市域においては、近鉄全線が運休し、午起海岸堤防の決壊により避難者は 500 名ほどに達した。罹災者総数は 60,636 人にのぼり、総人口の 46% に及んだ。

○平成 12 年 9 月洪水（台風 14 号）

本州上の前線に台風 14 号からの暖かい湿った空気が継続的に流入したため、東海地方を中心に記録的な大雨となった。（東海豪雨） 連続雨量は 575mm 時間最大雨量は 120.5 mm。死者 1 名、負傷者 1 名、床上浸水 178 戸、床下浸水 1,975 戸

(2) 鈴鹿川外河川の現状と課題

<鈴鹿川水系>

鈴鹿川水系では、昭和 13 年 8 月に、記録的豪雨により未曾有の災害をうけたことから、昭和 17 年から直轄河川改修事業が始められた。数度にわたる治水計画の変更がなされた後、平成 20 年に鈴鹿川水系河川整備基本方針が策定された。これまでに引堤や、堤防の新設が進められてきているなど、洪水被害の軽減が図られてきている。また、鈴鹿川及び鈴鹿川派川の河口部については、昭和 28 年

9月の台風の影響により高潮対策事業が実施されたが、昭和34年9月の伊勢湾台風により甚大な被害を受けたことから、伊勢湾高潮対策事業として再度事業が実施された。その後、平成15年には南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、これまでに河口部において堤防の耐震対策が実施されてきている。

＜外河川＞

朝明川の治水事業としては、昭和49年度から広域基幹河川改修事業が実施されており、河口から中下野井堰までの9,918mの区間において、河道整備が行われている。

海蔵川は川幅が狭い事による河積不足の為に洪水がおりやすく、大雨が降ると度々、流域住民を困らせてきた。そこで洪水による災害を防止するため、築堤や護岸工事を始めとした治水事業が実施されてきた。

三滝川は、昭和34年9月の伊勢湾台風では高潮による甚大な被害を受けたため、河口から四日市橋付近までの区間に防潮堤が築かれ、伊勢湾台風規模の高潮に対して必要な堤防高が確保されている。

堀切川における治水事業としては、昭和34年度から伊勢湾高潮対策事業として河口から1.4km区間までの改良復旧工事を行っている。また、河川局部改良事業、小規模河川改修事業により、近鉄名古屋線橋梁から上流端の護岸整備を行っている。さらに、昭和63年度からは、高潮対策事業として、下流区間で排水機場、堤防嵩上げ、引堤等の整備が実施されている。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生、また氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有しているが、水害リスクが地域住民に十分に認識されていないため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 鈴鹿市、四日市市の低平地や河口デルタでは、氾濫流の到達時間が早く、また浸水が広範囲にわたり、加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

以上の課題を踏まえ、鈴鹿川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

※1 三重四川治水史より集計

※2 水害統計より集計

4. 現状の取組状況と課題

鈴鹿川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○ 鈴鹿川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。	A
	● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	B
避難勧告、避難指示の発令基準	○ 市は、避難勧告、避難指示の発令に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令。	
	● 住民の確実で安全な避難のために深夜や早朝を避けての避難勧告等を発令するタイミングの難しさや発令範囲の特定が困難である。	C
避難場所、避難経路	○ ハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	
	○ 避難経路は図上訓練等を通して、住民自らが選定するよう指導している。	
	● 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域に応じた避難場所、避難経路の検討がされていない。	D
	● 避難に関する知識に地域格差が生じている。	
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難勧告等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。	
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	E
	● 避難勧告等の避難情報を発信している防災メールへの登録について、十分に住民に普及していない。	
	● 防災スピーカーのみに頼る住民も多く、他の情報伝達手段が浸透していない。	
	● 避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策が必要である。	

避難誘導體制	○ 市職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	
	● 夜間、荒天時においては、避難誘導時の誘導者及び住民双方の安全の確保が必要である。また、避難経路が変更された場合には避難誘導體制の検討が必要である。	F
	● 自主防災組織における安全確保の基準が設けられていない。	

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHK を通じて津地方気象台から水防管理者に通知がされている。	
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い区間について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されていない。	G
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市職員、消防団が巡視を実施している。	
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、全ての人が水防に関する十分な知識を有している訳ではない。	H
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
	○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○ 市庁舎、支所、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、コミュニティセンター等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能の整備を進めている。	
	● 災害時に防災拠点となる施設が浸水区域内に存在する。	J

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	K

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備や河道掘削を実施している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	L
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で概ね5年で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

鈴鹿川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

※本取組方針を下記の既存の取組方針を踏襲している。既存の取組の目標時期については、下記取組方針にて設定した時期を目標とする。

・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく鈴鹿川水系の減災に係る取組方針

作成委員会：三重四国災害対応連絡会 鈴鹿川委員会

作成年月日：平成28年8月26日 目標時期：平成32（令和2）年度まで

・鈴鹿・亀山圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組

作成委員会：鈴鹿・亀山圏域県管理河川水防災協議会

作成年月日：平成30年4月25日 目標時期：平成33（令和3）年度まで

・四日市圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組

作成委員会：四日市圏域県管理河川水防災協議会

作成年月日：平成30年3月28日 目標時期：平成33（令和3）年度まで

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を策定・公表し、市町に説明を実施	A	実施済み
		R2 年度末
・ 浸水検討や浸水実績などの資料を市に提供し、避難等を的確に行えるよう支援	C,D	随時
・ 水害危険性の確認（浸水状況等の確認等）	A,B	引き続き実施
・ 計画規模の氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	R1 年度中
・ 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	実施済み
		R2 年度中
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	R3 年度中
・ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施
・ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施
・ 小学生も理解しやすいテキストを作成し、小中学校における水災害教育を実施するほか、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	B,E	引き続き実施
・ 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の促進	D,E,F	引き続き実施
・ 住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むために、市民向けの防災講座を実施	E	引き続き実施
・ 共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 情報伝達、避難計画等に関する事項		
・ 避難勧告の発令等に着目したタイムラインの策定	C	R1 年度 出水期前
・ タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	C	引き続き実施
・ 想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難勧告等の発令基準の見直し	C	必要に応じて 実施
・ 避難勧告・指示の発令対象エリアと発令順序の検討	C	引き続き実施

・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	引き続き実施	市町
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	D	引き続き実施	三重河川国道、県
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、津地方気象台、県、市町
・水門開閉訓練の実施	K	引き続き実施	県、市町
・三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用した、雨量・水位や数時間先の水位予測などの早期の情報共有	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項			
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・水位、雨量情報のさらなる周知	B,E	引き続き実施	県、市町
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	必要に応じて実施	市町
・防災気象情報の改善	E	H29年度から実施	津地方気象台

3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取り組み

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 市町
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市町
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	G	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育、水防協力団体の募集・指定を促進	G,H,I	引き続き実施 三重河川国道、市町
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標等の設置	I	引き続き実施 三重河川国道、県
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	J	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項		
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	K	H29年度から実施 三重河川国道、県、市町
・排水計画に基づく排水訓練の実施	K	H30年度から実施 三重河川国道、県、市町
・堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	K	引き続き実施 三重河川国道、市町

・施設・庁舎の耐水化	K	必要に応じて実施	三重河川国道、県
・水害 BCP(事業継続計画) の作成	K	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町

4) 河川管理者が実施する防災施設の整備

主な取組項目		目標時期	取組機関
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	L	R2 年度	三重河川国道
		H29 年度から実施	県
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの洪水を安全に流すためのハード対策	L	R2 年度	三重河川国道
		引き続き実施	県
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県
・多数の家屋や重要施設等の保全対策	J,L	引き続き実施	三重河川国道、県

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
・想定される土砂災害リスクの周知	L	区域指定後	三重河川国道、県、市町
・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	L	引き続き実施	県、市町、津地方気象台
・早めの避難につなげる啓発活動	E,L	引き続き実施	県、市町、津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

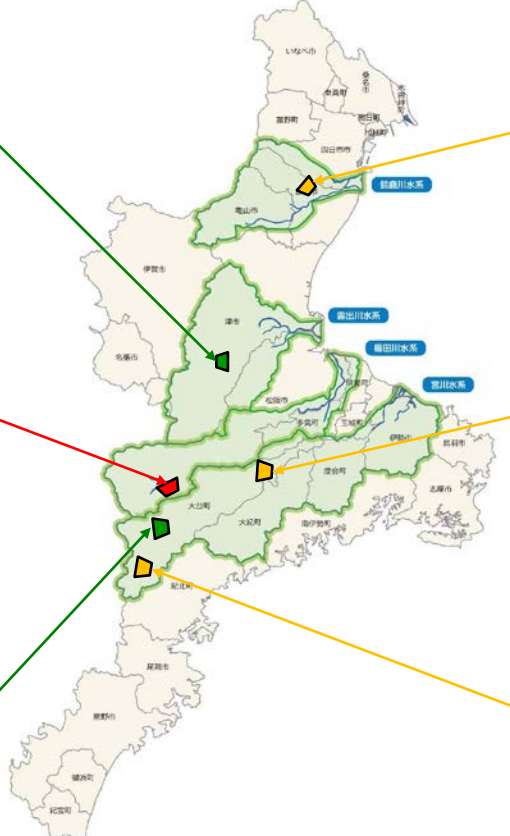
令和2年度における取組状況

令和2年 8月24日

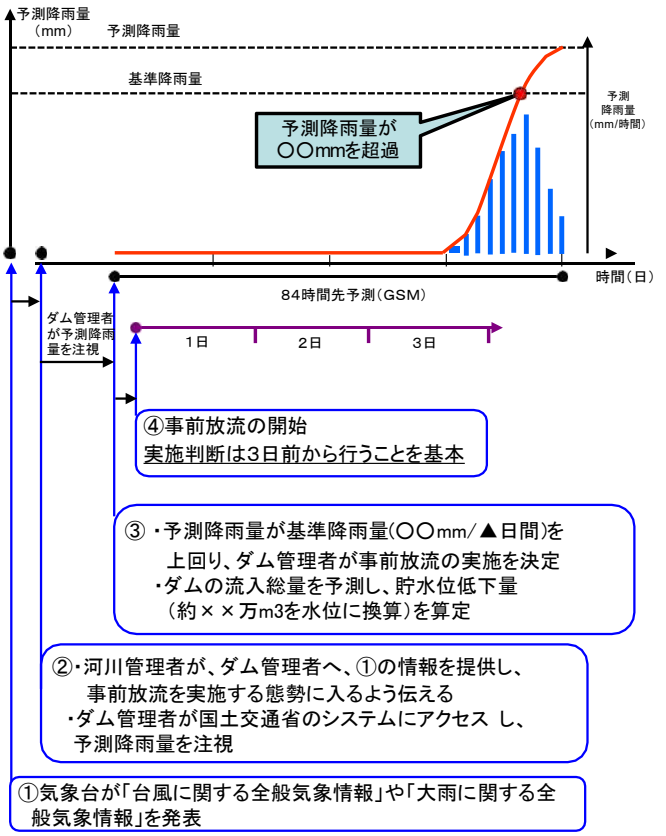
① 既設ダムへの洪水調節強化

- 近年の水害の激甚化を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、既存ダムの関係機関と河川管理者が連携して、既存ダムの洪水調節機能を強化するため、令和2年5月29日に「治水協定」を締結。
- 洪水時には、三重四水系 6 ダムで事前放流により最大で約1,700万 m^3 ※の洪水調節可能容量が一時的に利水容量から確保され、現在より洪水調節機能が約30%強化。 ※協定前：約5700万 m^3 →協定後：約7,400万 m^3
- 今後、大きな台風などでは、洪水調節機能を強化するため、ダムからの放流操作を最も早い場合で、台風来襲などが想定される3日前から始めることとなる。

三重四水系（鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川）の既存ダム位置図



事前放流の実施判断の流れ



※小規模な農業用ダム等については、季節ごとにあらかじめダムの水位を低下させておくなどの運用(簡易な事前放流)を行う。

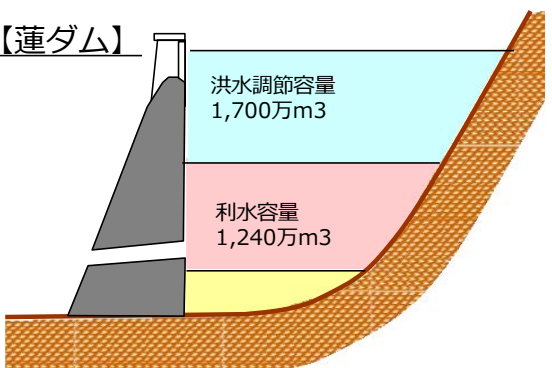
① 既設ダムの洪水調節強化

三重四水系（鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川）の既存ダムの洪水調節容量等の概要



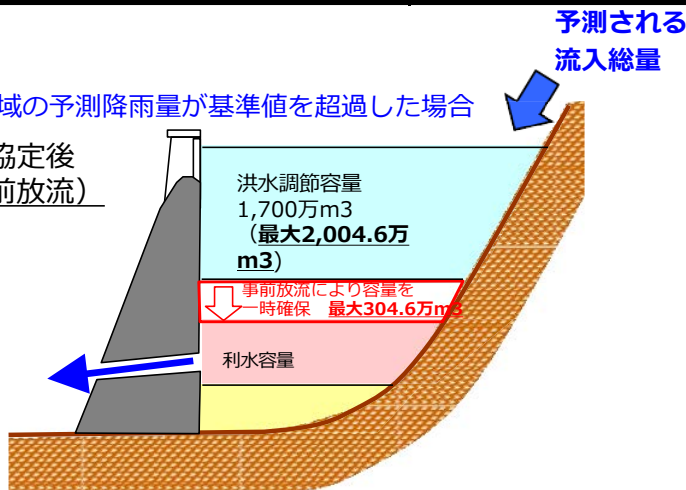
櫛田川水系(櫛田川) 治水協定：事前放流のイメージ

現状【蓮ダム】



ダム上流域の予測降雨量が基準値を超過した場合

治水協定後
(事前放流)



- ※ 1 君ヶ野ダム、蓮ダム、宮川ダムについては、事前放流の運用を実施中。
- ※ 2 君ヶ野ダム、宮川ダムについては、洪水期の期間により治水容量と利水容量の容量配分が変わるため最大値。
- ※ 3 利水容量（利水容量率）については、治水協定に基づき洪水時に一時的に洪水調節可能容量として確保されるものであり、治水協定後も最大値は変わらない。

② 小中学校における防災(水災害)教育の実施

R2年度 第2回大規模氾濫減災協議会

- 新学習指導要領（R2年度）の全面実施を踏まえ、**防災（水災害）教育の支援を継続実施**。
- **R2年度は8校を対象に授業を実施予定**（このうち、3校がR元年度より継続実施）。
- 授業の実施に向け、**各校において事前説明（趣旨説明、教材紹介、意見交換等）を順次実施中**。

河川名	学校名	学年	実施予定	備考
雲出川	津市立一志西小学校	4年生	9月上旬	事前説明 実施済み
	津市立香良洲小学校	4年生	9月上旬	事前説明 実施済み ※R元年度対象校
宮川	伊勢市立佐八小学校	4年生	9～11月	事前説明 実施済み
	伊勢市立御園小学校	4年生	10月	事前説明 実施済み
	伊勢市立豊浜西小学校	4年生	9月上旬	事前説明 実施済み ※R元年度対象校
	伊勢市豊浜東小学校	未定	未定	-
櫛田川	松阪市立掃水小学校	未定	未定	※R元年度対象校
	松阪市西黒部小学校	未定	未定	-



昨年度の実施状況①（津市立香良洲小学校）



昨年度の実施状況②（伊勢市立豊浜西小学校）

※R2年8月24日（月）時点

② 小中学校における防災(水災害)教育の実施

R2年度 第2回大規模氾濫減災協議会

- 防災教育の支援の一環として、**ポータルサイトを作成。**
- ポータルサイトのコンテンツとして、「トピックス」、「学校教育教材」、「学習用素材」、「**教員の方へ（e-learning）**」を掲載。

コンテンツ	概要
トピックス	学校や地域において、防災教育を実施した事例、実施のきっかけや実施までの準備・流れ、使用した教材、参加者の反応などを紹介
学校教育教材	学校防災教育用に作成した副読本、学習指導・発問計画、プリントを紹介
学習用素材	学習用のマイクロモデル（模型）、フォトモンタージュ、防災カードゲーム等の素材・リンク先を紹介
教員の方へ(e-learning)	三重県内で実施された防災教育の試行授業動画（ダイジェスト版）を掲載 ※全4時限、それぞれ2動画掲載（各2分程度）

ポータルサイトのホーム画面



e-learning（試行授業動画（ダイジェスト版））



- 地域住民（特に要配慮者）の皆様の早期避難行動に繋がるよう、地域の防災リーダーである自主防災組織や要配慮者支援を行っている地域包括支援センター等での防災講座を実施予定。
- 防災講座は、**水害リスクや入手可能な防災情報解説**や**マイ・タイムライン**など避難行動を考える**ワークショップ**等について、**新型コロナ感染防止を踏まえ、対面だけでなくweb講座での実施も検討中。**

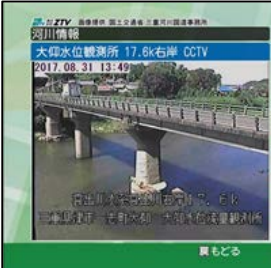
<水害リスクや防災情報をわかりやすく解説>



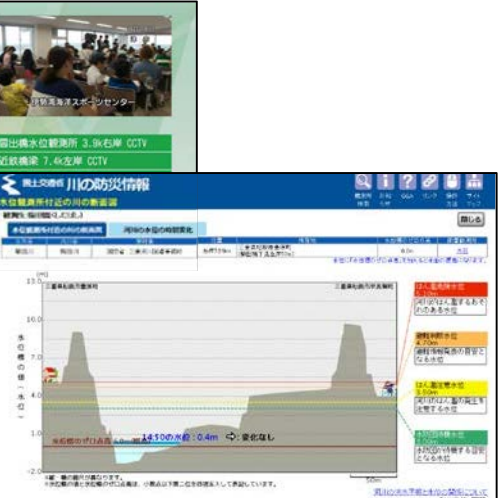
防災をわかりやすく解説



R1 三重県北勢浸水（実績）



ケーブルテレビでの映像配信(ZTV)



川の防災情報

地域の皆さんが入手できる防災情報

<楽しく防災を学ぶワークショップ等>



台風・大雨にそなえる
マイ・タイムラインをつくらう!



事例：豊橋創造大学学園祭でのワークショップ

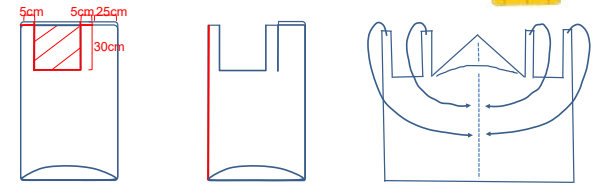
自らの避難行動を考えるシートを活用した講座
(台風・大雨に備えるマイ・タイムラインをつくらう!)



いざという時に役立つ防災グッズづくり
事例：商業施設での防災イベント

ゴミ袋で合羽(ポンチョ)

さあ、避難する時。合羽がない！
そんな時は、ゴミ袋で手作り合羽を作りましょう。



- ①ゴミ袋の底を上にして、右から25cmほどの位置に切り込みを入れる。
次に斜線部分を切り取り、短い赤線部分を2カ所切り離す
- ②左側の折り目(赤線の部分)を切り離す
- ③開いて、三角の部分に頭を入れて、2本のひもを結びと出来上がり

④ 危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラの設置

R2年度 第2回大規模氾濫減災協議会

- 洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発することで、**水位計未設置河川や地先レベルのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。**
(R2.4時点で、三重河川国道事務所にて53基、三重県にて211基設置)
- 機能を限定した低コストの簡易カメラ（簡易型河川監視カメラ）を設置し、**多くの地点で河川状況を確認することで従来の水位情報だけでは伝わりにくい「切迫感」を共有し、円滑な避難を促進。**
(R2.7時点：三重河川国道事務所にて37基設置 三重県にて2基設置 (R2年度中に38基設置予定))

<簡易型監視カメラの閲覧方法（川の水位情報より）>



<川の水位情報>

- ・危機管理型水位計・通常水位計・**河川カメラ(簡易型河川カメラも含む)**が同一画面上に表示。
- ・**氾濫するまでの程度の余裕がある**リアルタイムに確認。
- ・**河川カメラ(簡易型河川カメラ含む)により、河川の状況を画像にて確認**



川の水位情報
<https://k.rever.go.jp/>



洪水時は事務所HP・Twitterでも防災情報を発信しています
HP:<https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/>
Twitter:https://twitter.com/mlit_mie

令和2年(2020年) 7/5 No.1559

広報すずか

SUZUKA

災害対策用
フライベートルーム

鈴鹿市

特集 台風・集中豪雨に備える

表紙写真

間もなく、台風・集中豪雨のシーズンがやってきます。市では段ボールベッドの設置訓練を行うなど、職員一人一人のスキルアップを行い、避難所開設に向けて備えています。

P16 情報誌1 マイナンバーカードセンター開設
P17 元気なすずか 情報局
お知らせ・催し物
P27 ひろげよう人権尊重の輪

さあ、鈴鹿。



台風・集中豪雨に備える

～身を守るために 今、私たちにできること～

近年、全国的に台風や集中豪雨による被害が多発しています。今年も到来する台風シーズンを前に、風水害から身を守るため、今、私たちにできる備えについて考えます。

台

風や豪雨などにより災害の危険性が高まった場合、気象庁やそれぞれの自治体から段階的に気象警報や避難情報が出されます。こうした情報を収集し、正しく理解することで、スムーズな避難行動へと移ることができます。

気象警報の発表基準

各種の気象警報は、気象庁が地域ごとの基準値に基づいて、市町村単位で発表します。

- 注意報 災害発生のおそれがあるときに、注意を呼び掛けるために行う予報。大雨、洪水、強風など16種類
- 警報 重大な災害が発生するおそれがあるときに、警戒を呼び掛けるために行う予報。大雨、洪水、暴風、高潮など7種類
- 特別警報 警報の発表基準をはるかに超える大雨などが予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に、最大級の警戒を呼び掛けるために行う予報。大雨、暴風、高潮など6種類

避難情報の発令基準

- 河川氾濫 河川の水位の上昇や河川の氾濫・越水などの状況、堤防の決壊などを考慮し、河川ごとに定めた避難対象地域(河川洪水浸水想定区域)に対して発令します。
- 土砂災害 大雨などにより、土砂災害の危険がある地域(土砂災害(特別)警戒区域)に対して発令します。
- 高潮災害 台風接近に伴う気圧の低下による海面の上昇と、強い風による海岸への海水の吹き寄せにより、高潮被害の危険性が高まった場合に、高潮浸水想定区域に対して発令します。



大雨により大幅に水位が上昇した徳川

迅速な避難に向けて情報収集を

市などでは、さまざまな情報伝達方法を用いて、各種の避難情報や避難所開設情報などを発信しています。災害に備えるため、積極的に情報収集を行いましょう。

このような手段で情報収集を!

- 携帯電話へ配信される緊急速報メール
- 市ホームページ
- 市Facebook
- 市Twitter
- 市メルモニ災害メール

※市から災害に関するメールを送信します。
市ホームページ(<http://www.city.suzuka.lg.jp/merumoni/index.html>)から登録できます。

- コミュニティFM(鈴鹿市緊急防災ラジオ:鈴鹿ヴォイスFM78.3MHz)

※緊急時に自動で電源が入り、緊急放送が流れるラジオで、レンタルで利用できます。詳しくは、株式会社鈴鹿メディアパーク([0578-6267](tel:0578-6267))へお問い合わせください。- NHKや三重テレビのデータ放送
- 防災スピーカー

※小・中学校、公民館などを中心に、市内に93カ所設置しています。

- ケーブルテレビ
- 緊急L字放送

※CNSの加入者であれば、台風や地震発生時にお持ちのテレビ(121ch、111ch)で視聴できます。



防災スピーカー

緊急防災ラジオ

CNS (株)ケーブルネット鈴鹿の無料アプリは
(CNSコネクト)

市内22カ所

ライブカメラで道路や川の状況を 確認できます!

実際のカメラ映像が
あなたのスマホで見られる!



▲竜切川

ダウンロードはこちら



App Store

Google Play

市では、土砂災害危険度分布や河川の水位情報などの防災気象情報を活用し、避難情報を発令しています。防災気象情報は、下記ホームページで確認することができます。



土砂災害の危険度
三重県土砂災害情報提供システム
<https://www.sabo.pref.mie.jp>



河川の水位情報
国土交通省【川の防災情報】
<https://www.river.go.jp/kawabou/iptop/Gaikyo.do>

円滑な避難に向けて

気象情報の発表に伴い、市民の皆さんが行うべき避難行動を紹介します。

避難行動フロー

状況	防災マップや気象情報、市の避難情報に基づく行動
事前の準備	自宅が安全か防災マップで確認 → 河川氾濫・土砂災害の危険がある場所?
危険度	危険な場所にいる 河川洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、周りと比べて低い土地、崖のそばの土地など 気象警報 大雨・洪水・ 暴風・高潮 早めの避難のために、 自主避難所を開設 警戒レベル3 避難準備・ 高齢者等 避難開始 自主避難所を開設 警戒レベル4 避難勧告 避難指示 (緊急) 避難所を追加で開設 さらに避難所を追加で開設 警戒レベル5 災害の発生 命を守る最善の行動をとる 安全な場所にいる 安全な場所に住んでいる親戚や 知人の家などに避難できる? いいえ 高齢者など避難に 時間がかかる方は 自主避難所に避難 (警戒レベル3) はい 安全な場所に 住んでいる 親戚や知人の 家などに 避難 (日頃から相 談しておきま しょう) 自宅待機 垂直避難 外出を控え、道路や側溝から水があふれるなどの内水氾濫が発生したときは、2階へ垂直避難

避難所の開設

気象警報(大雨、洪水、暴風、高潮)が発表された場合には、はじめに自主避難所が開設され、災害の危険度(警戒レベル)が高まった場合に、段階的に避難所を追加開設していきます。豪雨や暴風時の屋外避難は危険です。早めの避難を行いましょう。

状況	皆さんの行動	風水害の危険度に応じて開設する避難所
気象警報 大雨・洪水・ 暴風・高潮	早めの自主避難	
警戒レベル3 避難準備・ 高齢者等 避難開始	危険な場所から 高齢者などは避難し、 その他の方は避難準備	① 自主避難所27カ所 ・地区市民センター併設公民館20カ所 ・単独公民館3カ所(一ノ宮、神戸、菱宕) ・小学校体育館4カ所(長太、真田、白子、鼓ヶ浦)
警戒レベル4 避難勧告 避難指示 (緊急)	危険な場所から 全員避難 ※ 避難所や安全な 場所へ避難	② 追加で開設する避難所 ・河川氾濫、土砂災害、高潮災害の危険度に応じて、 小学校体育館(国府、加佐登、牧田、若松、稻生、 栄、椿、庄内など)を追加で開設
警戒レベル5 災害の発生	命を守る 最善の行動をとる	③ さらに追加で開設する避難所 ・災害の発生や危険度がさらに高まった地域周辺の 小学校体育館を、状況に応じて追加で開設
大雨・洪水・暴風・高潮の 各気象警報がすべて解除		④ 避難所の閉鎖 ・避難者が全員帰宅後に閉鎖

新型コロナウイルス感染症予防対策

～避難所での安全を確保するために～

避難所での密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの『密』」をできるだけ避けるといった新型コロナウイルスなどの感染症予防対策を行うため、今年度、気象警報(大雨、洪水、暴風、高潮)が発表された場合は、通常よりも多くの避難所を開設します。

◆気象警報(大雨、洪水、暴風、高潮)の発表時に開設する避難所33カ所

○自主避難所27カ所

- ・地区市民センター併設公民館20カ所
- ・単独公民館3カ所(一ノ宮、神戸、愛宕)
- ・小学校体育館4カ所(長太、箕田、白子、鼓ヶ浦)

○感染症予防対策として新たに開設する避難所

- ・小学校体育館6カ所(国府、加佐登、牧田、若松、稻生、栄)

◆避難所での感染症予防対策のお願い

避難所では、個々の衛生用品などが十分に準備できません。避難の際は、各自で感染症予防対策として、以下の取り組みをお願いします。

○マスクの着用

○消毒液、消毒シート、手拭き用ペーパータオル、ティッシュペーパー、ゴミ袋などの衛生用品、体温計、常備薬の持参

※消毒液は避難所でも設置します。

○飲料水、非常食の持参

○上着、肌掛けの持参

※避難所で換気のために窓を開ける場合がありますので、肌寒い場合があります。

○上履き、スリッパの持参

○手洗い、うがい、咳エチケットの実施

○避難所では、避難者同士の間隔を2m以上あけてください。



避難所で活用するプライベートテント



避難所開設時に活用する「感染症対策」用ボックス

避難所では、換気、消毒液の設置、避難者への体調の聞き取りと体温の測定、体調不良の方の専用スペースの確保などの対策を行いますので、ご協力をお願いします。

「3つの『密』」を避けるためにご協力

これからの集中豪雨や台風の季節を迎えるにあたり、避難所での「3つの『密』」をできるだけ避けるため、市民の皆さんには、下記に示す「3つのお願い」へのご協力をお願いします。

また、大規模災害に備えた自助の対策として、飲料水や非常食などの家庭での防災備用品に、マスク、消毒液、体温計などの感染症対策用品も加えていただきますようお願いいたします。

【3つのお願い】

1. 自宅が安全な場所かどうかを防災マップで確認し、自宅での安全確保が可能な場合は、できるだけ自宅で待機してください。
2. 親戚や知人の家など、避難所以外の安全な場所への避難をご検討ください。
3. 避難先が確保できない場合や緊急を有する場合はマスクを着用するなど、各自での感染症予防対策を行った上で、開設している避難所へ、早めに避難してください。



危機管理部長 山本 浩

防災啓発活動についてお知らせします

市では、市民の皆さんの防災意識の向上に向け、地域や企業・団体、学校などを訪問し、災害に関する正しい知識や備えについて、防災研修会や防災訓練を実施しています。

防災研修会

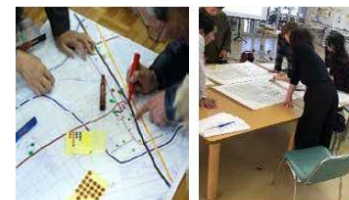
河川洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、気象情報、避難情報、避難の方法、避難所の開設基準などの内容のほか、家庭や地域で行う災害への備えなどについて学びます。



防災研修会

防災訓練

避難訓練、避難所開設・運営訓練、自主防災隊の訓練、図上訓練、避難所運営ゲーム(HUG)などの体験を通じて、防災に関する知識を習得します。

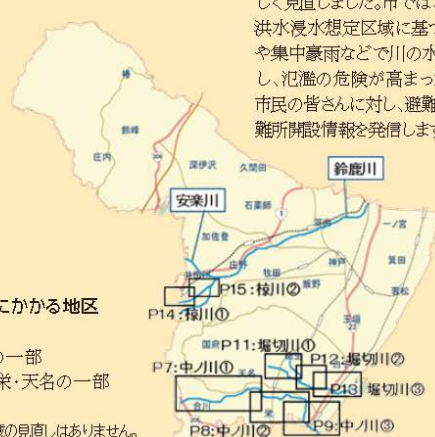


防災図上訓練

※新型コロナウイルス感染症予防のため、参加者にマスクの着用をお願いするとともに、今後の感染拡大の状況によっては、防災研修会や防災訓練の開催を延期する場合があります。

中ノ川、堀切川・釜屋川、 棕川の洪水浸水想定区域図

新しい河川洪水浸水想定区域図は、P7～P15に掲載していますので、自宅が浸水する恐れがあるか事前に確認しておきましょう。なお、新しい河川洪水浸水想定区域図は、鈴鹿市ホームページの防災マップ(<http://www.city.suzuka.lg.jp/safe/index2.html>)でも確認できます。



鈴鹿市防災マップに掲載されている三重県河川(中ノ川、堀切川・釜屋川、棕川)の洪水浸水想定区域について、三重県が令和元年5月に新しく見直しました。市では、この河川洪水浸水想定区域に基づき、台風や集中豪雨などで川の水位が上昇し、氾濫の危険が高まった場合に、市民の皆さんに対し、避難情報と避難所開設情報を発信します。

◆新しい河川洪水浸水想定区域にかかる地区(避難対象地域)

- 中ノ川:栄・天名・稻生・白子の一部
- 堀切川・釜屋川:稻生・白子・栄・天名の一部
- 棕川:井田川の一部

※鈴鹿川、安楽川の河川洪水浸水想定区域の見直しはありません。